

あらかわ区まちの駅ネットワーク規約

第1条 名称

本会は、「あらかわ区まちの駅ネットワーク」(以下本会という)と称する。

第2条 会の目的

本会は、全国のまちの駅との連携交流を図り、人と人との出会いと交流をサポートするために会の運営・管理を行うとともに、地域やセクターを越えた広域的な交流活動を行い、豊かなまちづくり、地域づくりのためのネットワークをつくり、相互の連携・支援によって地域活性化に寄与することを目的とする。

第3条 「まちの駅」の定義について

「まちの駅」とは、様々な主体の連携を目指して、地域情報を提供する機能を備え、人と人の出会いと交流を促進する施設であり、少なくとも以下の機能を備えることとする。

1. 誰でもトイレが利用でき、休憩できる機能(休憩機能)
2. 「案内人」がいて、地域の情報を提供する機能(案内機能)
3. 地域の人と来訪者の、出会いと交流のサポートをする機能(交流機能)
4. まちの駅同士で協力し、もてなしの地域づくりをめざす機能(連携機能)

第4条 事業

本会は、以下の事業を行う。

1. 荒川区内外の「まちの駅」の設置、運営、管理に係わるルール等の設定に係わる活動
2. 荒川区内外の「まちの駅」の情報の共同発信に係わる諸活動
3. 荒川区内外の「まちの駅」の交流連携に係わる印刷物の作成、各種イベント、特産品の紹介・斡旋等
4. 全国の「まちの駅」との設営
5. その他、「まちの駅」ネットワーク推進に係わる諸活動

第5条 会員

本会の会員は、正会員と賛助会員で構成する。

1. 会員は、本会の目的に賛同し、一定の条件を備えた「まちの駅」設置者、および設置予定者で会費を納入した者をいう。
2. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者をいう。
3. 協力会員は、本会の趣旨に賛同し、協力をする者をいう。

第6条 会員登録

会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、入会を申し込み、入会を認められた者とする。

1. 会員は世話人会に出席し、本会運営の意志決定に参加する。

第7条 会費

本会に入会しようとする者は、別途定める入会金を納めなければならない。会費については、別途検討する。

第8条 会員の責務

会員は、まちの駅の機能の充足、信用維持に向けて連携、協力することとする。このために、会員は、シンボルマークの表示、共通情報内容の発信(情報の標準化)、案内人の配置など、「まちの駅」の設置ルールに従うものとする。

第9条 退会および資格の喪失

本内容については、別途検討する。

第10条 除名

本内容については、別途検討する。

第11条 役員会

本会は、全体意思決定のために役員会を設ける。役員会の決議は多数決をもって決する。役員会が、会の運営方針を決定する。

1. 会則の承認、変更
2. 役員を選任
3. 予算決算の承認
4. その他全体事項

第12条 世話人会の構成(役員)

世話人会は次の役員を置く。

代表(1名)、副代表(若干名)、会計(2名)、監事(2名)

役員は、会員の中から互選できめる。

第13条 役員の職務

1. 代表は本会を代表し会務を総括する。
2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故のある時は、その職務を代行する。

第14条 任期

1. 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
2. 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 15 条 事務局

会の実務を遂行するために事務局を設ける。

- 1.事務局には事務局を統括する事務局長を置く。事務局長は役員会が選出する。
- 2.事務局は、東京都荒川区荒川 4-25-8 サウルスマンション町屋番館 1F 小林商事株式会社内に置く。

第 16 条 相談役、アドバイザー等

本会には、相談役を置くことができる。また、本会には各種実務家、専門家からなるアドバイザーを置くことができる。

第 17 条 報告

本会の会員は、運営状況等について定期的に情報交換することとし、電子メール等で所定の項目について報告し合うこととする。

第 18 条 会計

本会の会計は会費、その他をもって充てる。

第 19 条 活動年度

本会の初年度活動年度は発足の日から、翌年の 3 月 31 日をもって終わる。

第 20 条 会則の改正等

本会の活動初年度は、暫定活動期間とし、初年度活動終了後、規約等の見直しを行うこととする。

付則 : 会則の施行

本会則は、平成 22 年 5 月 20 日より施行する。

あらかわ区まちの駅ネットワーク会費に関する要領

第 1 条 規約第 7 条に定める会費については、本要領に定めるものとする。

第 2 条 会費の金額は事項の通りとする。

- 1.正会員（年会費） 一口 5,000 円とし、1 口以上とする。
- 2.賛助会員（年会費） 一口 2,000 円とし、1 口以上とする。

第 3 条 会費は新規会員を除き、毎年総会終了後 2 ヶ月以内に納入しなければならない。

付則 : 本会則は、平成 22 年 5 月 20 日より施行する。